

約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第二十七条 輸出についての協力

両締約国は、輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車であつて両締約国が合意するものにつき、当該輸入締約国の安全及び環境に関する基準（例えば、路上での使用のための適格性及び排出ガスに関する基準）との適合性に係る適當な仕組みを利用することについて相互に協力する。

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行ふ団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、フィリピンについては関税局をいう。
- (b) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責

任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、フィリピンについては関税局をいう。

(c) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国から產品を輸出するものをいう。

(d) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が六十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が六十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民である」と。

(e) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引に

おいて相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g) 「輸入者」とは、輸入締約国に產品を輸入する者をいう。

(h) 「間接材料」とは、產品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型

- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (vi) 產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 產品に組み込まれていないその他の物であつて、当該產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの
- (i) 「材料」とは、他の產品の生産に使用される產品をいう。
- (j) 「締約国の原產材料」とは、締約国において他の產品の生産に使用される當該締約国の原產品（第三十一条の規定に従つて当該締約国の原產材料とみなすものを含む。）をいう。
- (k) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、產品を輸送中に保護するために使用される產品であつて、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(1) 「関税上の特恵待遇」とは、第十八条1の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(m) 「生産」とは、產品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十九条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される產品であつて、2に定めるもの
 - (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される產品
 - (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される產品であつて、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
- 2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる產品は、締約国において完全に得られ、又は生産される產品とする。
- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
 - (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国において生きている動物から得られる產品

(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 (a)から(d)までに規定するものを除く。)

(f) 当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水產物その他の產品

(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する產品から生産される產品

(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる產品。ただし、当該締約国が、国内法令及び国際法に基づき、当該海底又はその下について権利を有することを条件とする。

注釈 この(h)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(i) 当該締約国において収集される產品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j) 当該締約国における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廢品であつて、処分又は原材

料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な產品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品

3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附屬書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附屬書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従つて計算される產品の原産資格割合が当該產品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 產品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

い)の場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される產品の原產資格割合をいう。

「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、產品の買手から当該產品の売手に支払われる当該產品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該產品が輸出される際に輕減され、免除され、又は払い戻された内國税を含まない。

「VNM」とは、產品の生産において使用されるすべての非原產材料の価額をいう。

5 (a) 產品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規

定するFOBは、当該產品の買手から当該產品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 產品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関稅評価協定第一条から第八条までの規定に従つて決定される価額とする。

6 4(b)の規定に従つて原產資格割合を算定するに当たり、締約国における產品の生産に使用される非原產材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関稅評価協定に従つて決定される価額であつて、当該產品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該

非原産材料を輸送するためには、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該產品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7 產品が締約国の原産品であるか否かを決定するため 4(b) の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、当該產品の VNM には、当該產品の生産に当たつて使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8 5(b) 又は 6(a) の規定の適用において產品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該產品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三十条 累積

1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1(c)の規定に従つて当該締約国の原産品となることを条件とする。

第三十一条 僅少^{きん}の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

产品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

- (a) 輸送又は保存の間に产品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

- (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて一の产品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十三条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品と

する。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原產品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原產品は、当該他方の締約国の原產品とはみなさない。

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある產品

1 第二十九条から第三十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原產品とみなす。

2 締約国において組み立ててないか又は分解してある產品の材料から組み立てられる產品であって、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品として当該締約国

に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立てないか又は分解してある產品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該產品が第二十九条から第三十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三十五条 代替性のある產品及び材料

- 1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合において、当該產品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める在庫管理方式に従つて決定することができる。
- 2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの產品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立つていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの產品が当該締約国の原産品であるか否かについては、第二十五条に規定する物品の貿易

及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める在庫管理方式に従つて決定することができる。

- 3 1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第三十六条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、產品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条 附屬品、予備部品及び工具

- 1 產品の生産に使用されたすべての非原産材料について附屬書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たり、当該產品と共に納入される附屬品、予備部品又は工具であつて、当該產品の標準的な附屬品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

- (a) 当該附屬品、予備部品又は工具が仕入書において当該產品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附屬品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされないこと。
(b) 当該附屬品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該產品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従つて当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん容器器

船積み用のこん包材料及びこん容器器については、次のとおりとする。

(a) 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。

(b) 産品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第四十条 関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

(a) その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入

(b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産

品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することがで
きる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第二国に
おいて積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原產品につ
いて行われていないことを証明するもの

第四十一条 原産地証明書

- 1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によつて行われる書面による申
請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事
項についての記載を必ず含めるものとする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた
権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合

には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。

5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後六箇月間又は当該輸入締約国の法令に基づくこれよりも長い期間有効なものとする。

7 輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

- (a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの
- (b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提

出する申告書

8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される产品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十二条 輸出に関する義務

1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7(b)に規定するものが、产品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを自国の法令に従つて確保する。

- 2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7(b)に規定するものが、当該原産地証明書の発給の日の後五年間、产品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管することを奨励する。

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される产品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国のある政府当局に対し、当該产品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに關する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
 - 2 輸出締約国のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。
- 輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、产品が輸出締約国の原産品であるか否かに關する追加の情報を要請することができる。輸出締約国のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合は、輸出締約国に対し次のことを要請することができる。

- (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、产品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品の生産に使用された設備の確認を行うこと。
 - (b) 产品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供すること。
- 2 (a) 輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確

認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

3 輸入締約国は、1又は2の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

4 3の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつている原産地証明書所載の產品の明記を含む。）
訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

5 輸出締約国は、1又は2の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、3の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

6 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は2の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいざれかの產品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該產品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該產品に關税上の特恵待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原產地證明書の發給の決定を取り消す場合には、当該原產地證明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原產地證明書の發給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、產品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、關税上の特恵待遇を与えないことがで
きる。

3

輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、產品が輸出締約国の原產品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条6に規定する期間内に回答しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条3の規定による書面による要請に対し同条5に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該產品が当該輸出締約国の原產品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税關当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手續を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、產品が当該輸出締約国の原產品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となつた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、

当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

第四十六条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従つて自國に提供された秘密の情報の密密性を自國の法令に従つて保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から自國の法令に従つて保護する。

2 輸入締約国の税關當局がこの章の規定に従つて入手した情報は、

- (a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税關當局のみが利用することができる。
- (b) 当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の關係法令に従つて設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によつて裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されではならない。

第四十七条 罰則、制裁又は他の措置

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものについて、自國の法令に従い、次の場合の適當な罰則、制裁又は他の措置を維持し、又は

定めることを確保する。

(a) 原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合

(b) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠つた場合

第四十八条 雜則

1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡（文書の形式によるものを含む。）は、英語で行う。

2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) いづれかの締約国が提案する附属書一及び附属書三の改正
 - (iii) 第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則
- (b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四章 税関手続

第五十条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国において効力を有する法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十一条 定義